

第 7 1 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 4 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 8 年 9 月 9 日 (金 曜 日)

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 議 9 月 9 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 4 日)

議 事 日 程

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 第 75号議案 | 穴 粟 市 農 業 委 員 会 委 員 等 定 数 条 例 の 制 定 に つ い て |
| 日程第 2 | 第 76号議案 | 穴 粟 市 住 民 票 の 写 し 等 本 人 通 知 制 度 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て |
| 日程第 3 | 第 77号議案 | 穴 粟 市 税 条 例 等 の 一 部 改 正 に つ い て |
| | 第 78号議案 | 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て |
| 日程第 4 | 第 79号議案 | 穴 粟 市 少 子 化 対 策 事 業 助 成 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て |
| 日程第 5 | 第 80号議案 | 穴 粟 市 起 業 家 支 援 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て |
| | 第 81号議案 | 穴 粟 市 産 業 立 地 促 進 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て |
| 日程第 6 | 第 82号議案 | 穴 粟 市 過 疎 地 域 自 立 促 進 計 画 の 変 更 に つ い て |
| 日程第 7 | 第 83号議案 | 平 成 28年 度 穴 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) |
| | 第 84号議案 | 平 成 28年 度 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 3 号) |
| | 第 85号議案 | 平 成 28年 度 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 診 療 所 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) |
| | 第 86号議案 | 平 成 28年 度 穴 粟 市 鷹 巣 診 療 所 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) |
| | 第 87号議案 | 平 成 28年 度 穴 粟 市 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) |
| | 第 88号議案 | 平 成 28年 度 穴 粟 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) |
| | 第 89号議案 | 平 成 28年 度 穴 粟 市 訪 問 看 護 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) |
| | 第 90号議案 | 平 成 28年 度 穴 粟 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) |

- 号)
- 第 91号議案 平成28年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)
- 第 92号議案 平成28年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 第 93号議案 平成27年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 94号議案 平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 第 95号議案 平成27年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 第 96号議案 平成27年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 97号議案 平成27年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 第 98号議案 平成27年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 第 99号議案 平成27年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 100号議案 平成27年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 第 101号議案 平成27年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 第 102号議案 平成27年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 第 103号議案 平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 9 第 104号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第 75号議案 宍粟市農業委員会委員等定数条例の制定について
- 日程第 2 第 76号議案 宍粟市住民票の写し等本人通知制度に関する条例の一
部改正について

日程第	3	第	77号議案	宍粟市税条例等の一部改正について
		第	78号議案	宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第	4	第	79号議案	宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正について
日程第	5	第	80号議案	宍粟市起業家支援条例の一部改正について
		第	81号議案	宍粟市産業立地促進条例の一部改正について
日程第	6	第	82号議案	宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第	7	第	83号議案	平成28年度宍粟市一般会計補正予算(第2号)
		第	84号議案	平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
		第	85号議案	平成28年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)
		第	86号議案	平成28年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算(第1号)
		第	87号議案	平成28年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
		第	88号議案	平成28年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
		第	89号議案	平成28年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
		第	90号議案	平成28年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
		第	91号議案	平成28年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
		第	92号議案	平成28年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第	8	第	93号議案	平成27年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
		第	94号議案	平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
		第	95号議案	平成27年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
		第	96号議案	平成27年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 97号議案 平成27年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 98号議案 平成27年度穴粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 99号議案 平成27年度穴粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 100号議案 平成27年度穴粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 101号議案 平成27年度穴粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 102号議案 平成27年度穴粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 103号議案 平成27年度穴粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 第 104号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 8 名)

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稲 田 常 実 議 員
3 番 藤 原 正 憲 議 員	4 番 林 克 治 議 員
5 番 飯 田 吉 則 議 員	6 番 大 畑 利 明 議 員
7 番 東 豊 俊 議 員	8 番 福 嶋 齊 議 員
9 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	1 0 番 西 本 諭 議 員
1 1 番 実 友 勉 議 員	1 2 番 高 山 政 信 議 員
1 3 番 岸 本 義 明 議 員	1 4 番 山 下 由 美 議 員
1 5 番 岡 前 治 生 議 員	1 6 番 小 林 健 志 議 員
1 7 番 伊 藤 一 郎 議 員	1 8 番 秋 田 裕 三 議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 岡 崎 悦 也 君 書 記 上 長 正 典 君

書 記 岸 元 秀 高 君 書 記 清 水 圭 子 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	福 元 晶 三 君	副 市 長	清 水 弘 和 君
教 育 長	西 岡 章 寿 君	会 計 管 理 者	尾 崎 一 郎 君
一宮市民局長	榎 谷 米 男 君	波賀市民局長	松 木 慎 二 君
千種市民局長	幸 福 定 利 君	企画総務部長	中 村 司 君
まちづくり推進部次長	平 瀬 忠 信 君	市民生活部長	小 田 保 志 君
健康福祉部長	大 島 照 雄 君	産 業 部 長	中 岸 芳 和 君
農業委員会事務局長	山 石 俊 一 君	建 設 部 長	鎌 田 知 昭 君
教育委員会教育部長	藤 原 卓 郎 君	総合病院事務部長	花 本 孝 君

(午前 9 時 3 0 分 開議)

議長 (秋田裕三君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第75号議案

議長 (秋田裕三君) 日程第1、第75号議案、宍粟市農業委員会委員等定数条例の制定についてを議題とします。

本議案は、去る8月31日の本会議で、産業建設常任委員会に付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、11番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長 (実友 勉君) おはようございます。

それでは、平成28年8月31日に審査付託のありました第75号議案、宍粟市農業委員会委員等定数条例の制定については、9月1日に第6回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました。

第75号議案は、農業委員会等に関する法律が改正・施行されたことに伴い、農業委員会の主たる任務である農地利用の最適化を積極的に推進できるよう、組織強化を図る目的で現行の農業委員は公選制が市長の選任制に、また新たに農地利用最適化推進委員を設置し、農業委員会が委嘱することとなりました。本議案の条例により、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定め、あわせて委員報酬について、近隣市町の状況や業務内容等を総合的に勘案し、改正しようとするものでございます。

審査の結果、第75号議案については、適切と判断し、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。第75号議案、宍粟市農業委員会委員等の定数条例の制定についての反対討論を行います。

今回の改正は、国の法律改正によって農業委員会の委員が公選制から任命制になり、新たに農地利用最適化推進委員が設置されるなど、農業委員会の役割そのものが大きく後退するおそれを抱えています。

宍粟市では合併をして農業委員の定数が大幅に削減されましたが、さらに今回は32人から19人に減らされてしまいます。農地がきちんと守られるのかどうか心配されるところであります。

また、農地利用最適化推進委員が設置されますが、同委員は従来農業委員が担ってきた農地パトロールの実施を行うことになっております。しかし、農地法等に基づく許認可の審議等においては、農業委員の求めに応じて意見の発言ができるのみであり、その決定権は持っておりません。このような状況になれば、農業委員会は現地確認なしに机上だけの議論で重要で適切な農地利用の審議ができるのか危惧をされます。

以上の理由により反対をいたします。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番、藤原正憲議員。

3番（藤原正憲君） 3番、藤原です。第75号議案、宍粟市農業委員会委員等定数条例の制定について、賛成の討論をいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、この条例の制定は農業委員会等に関する法律の規定に基づき、本市の農業委員会委員及び新たに設置になる農地利用最適化推進委員の定数を定めるものであります。

農業委員会定数等検討委員会により種々検討されました。農業委員は法律で定める上限である19名に、そして農業委員と連携した農地利用最適化推進委員を15名と定めるものであります。

改正前は農業委員32名でしたが、改正後はこの両委員合わせて34名になります。従来どおり農地を対象とした所掌事務に支障、後退はないと申し上げ、賛成討論いたします。

委員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第75号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第75号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第75号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第76号議案

議長（秋田裕三君） 日程第2、第76号議案、宍粟市住民票の写し等本人通知制度に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る8月31日の本会議で、民生生活常任委員会に付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） 平成28年8月31日に審査付託のありました第76号議案、宍粟市住民票の写し等本人通知制度に関する条例の一部改正については、9月9日（後刻訂正発言あり）に第7回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第76号議案の主な内容は、住民票の写し等が第三者に交付された場合、その旨を本人に通知することにより、不正取得による権利侵害を防止することを目的として制定された住民票の写し等の本人通知制度に関する条例に定められている登録期間を廃止し、更新の手続を不要とするものです。本年12月に初めて登録期間満了を迎えることから、現在登録されている方も更新手続が不要となります。

審査の過程で、不正取得による権利侵害を防ぐために、市民に対してこの制度を

周知し、登録をより進めることを求めました。また、この制度に登録した方の住民票の写しなどが第三者へ交付された場合、その事実は通知されるものの、誰が何の目的で取得したかがまだ開示されていない例があり、権利侵害を防止するという観点ではまだ不十分な部分があるため、その改善もあわせて要求いたしました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をしました結果、第76号議案、宍粟市住民票の写し等本人通知制度に関する条例の一部改正については、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第76号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第76号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第77号議案～第78号議案

議長（秋田裕三君） 日程第3、第77号議案、宍粟市税条例等の一部改正についてから、第78号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についてまでの2議案を一括議題といたします。

本2議案は、去る8月31日の本会議で、民生生活常任委員会に付託していたもの

であります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君）平成28年8月31日に審査付託のありました第77号議案、宍粟市税条例等の一部改正について、また第78号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についての2議案については、9月9日（後刻訂正発言あり）に第7回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第77号議案の主な内容は、地方税法の改正にあわせて行われる条例改正であります。この改正により個人市民税関係で新たに「スイッチOTC医薬品控除」という制度が設けられ、これまでの医療費控除の対象とならなかった薬局などで対面販売される一般用医薬品の購入費用が1万2,000円を超えれば、医療費控除の適用を受けられる可能性が出てまいります。

法人税関係では、法人市民税の税率を9.7%から6.0%に引き下げるものですが、国税である地方法人税の税率は引き上げられており、法人市民税の税率引き上げ相当分については、地方交付税の原資となります。これまで自治体が直接徴収していたものを国が徴収することで法人の偏在による都市部と地方の税収の差を少なくすることが期待されます。また、軽自動車税関係では、環境性能割が創設され、軽自動車の取得にかかわる税が燃費基準達成度によって4段階になります。また、種別割のグリーン化特例が1年間延長され、環境性能による3段階の軽自動車税の軽減が平成29年度の税率に適用されます。

審査の過程で税にかかわるこれらの制度内容を納税義務者にわかりやすく伝えること、特に医療費控除にかかわる部分は領収書の保管などが求められるため、手続について周知することを求めました。

次に、第78号議案の主な内容は、外国に所有する資産の利子や配当などによる所得を国民健康保険税の課税対象とする旨を明確化する法改正にあわせて行われる条例改正です。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をしました結果、第77号議案、宍粟市税条例等の一部改正について、第78号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についての2議案については、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本2議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第77号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第77号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第77号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第78号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第78号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第78号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第4 第79号議案

議長(秋田裕三君) 日程第4、第79号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る8月31日の本会議で、民生生活常任委員会に付託していたもので

あります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君）平成28年8月31日に審査付託のありました第79号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正については、9月9日（後刻訂正発言あり）に第7回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第79号議案は、県の不育症治療支援制度が拡充したことに伴い、市の同種の条例を改正しようとするものです。

主な内容は、不育症治療を受けられる医療機関の指定を外すこと、助成の限度額を25万円から30万円に拡大すること、助成の期間を通算5カ年度を廃止することなどです。

助成対象者の所得要件については、県の制度では夫婦合算所得が400万円未満とされていますが、市の基準では730万円未満となっているため、ここは現行のままとしております。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第79号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正については、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

議長（秋田裕三君）民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君）質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君）御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第79号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第79号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第80号議案～第81号議案

議長(秋田裕三君) 日程第5、第80号議案、宍粟市起業家支援条例の一部改正についてから、第81号議案、宍粟市産業立地促進条例の一部改正についてまでの2議案を一括議題といたします。

本2議案は、去る8月31日の本会議で、産業建設常任委員会に付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、11番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長(実友 勉君) 平成28年8月31日に審査付託のありました、第80号議案、宍粟市起業家支援条例の一部改正について、第81号議案、宍粟市産業立地促進条例の一部改正についての2議案については、9月1日に第6回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました。

まず第80号議案ですが、現行の制度は、各種助成を受けるためには、新規常用雇用者を1人以上雇い入れることが条件となっており、起業した段階では、資金や事業規模が小さい場合が多く、申請条件を満たさない状況がありました。

また、各種助成を行う時期につきましても、新規雇用者が雇用されてから1年を経過した日以降となっているため、起業初期に支援を受けることができず、課題となっていました。

このような状況を受け、新規常用雇用の要件を外し、起業等補助として操業を開始した年度に助成、雇用対策補助として短時間勤務者を雇い入れた場合も助成措置が行われるよう緩和します。また、上限額を引き上げるなど、見直しを行い、起業時の支援として利用しやすい仕組みとなるよう所要の改正を行うものでございます。

次に、第81号議案ですが、現行の制度では、助成対象を新設事業者と増設事業者に区分し、新設事業者に対する助成内容は、近隣市町との比較でも手厚いものとな

っています。しかし、市内に工場等を有する事業者が工場等を新設する場合、第二創業でない場合は増設事業者の扱いになり、新設事業者と比べ助成内容が限定されます。そのため手厚い優遇措置を受けることができる市外への移転が想定をされます。そこで、助成の要件を新設、増設の事業者区分ではなく、投資額と新規常用雇員数により3段階に区分し、市内に工場等を有する場合も含め新築、増築、改築及び移転に際して近隣市町よりも充実した支援策が受けやすくなるよう、所要の改正を行うものでございます。

審査の結果、第80号議案及び第81号議案の2議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。議案の質疑でもちょっと聞いたんですけども、起業家支援のほう、第80号議案なんですけど、現行条例の8条のところの新たに固定資産税が課せられることになった年度ということ、いわゆる翌年というような状況、あと2親等内での貸借とか法人の構成員間の貸借等のことが実際に起業されて、それが継続するかどうかということの懸念であったり、近い者同士での貸借契約に関していうと、不公正ではないかというような懸念があったんですけど、そのあたりは委員会の中でどのように審査されたのか教えてください。

議長（秋田裕三君） 産業建設常任委員長、11番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 今の質疑については、話し合いをしておりません。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようであります。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本2議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第80号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第80号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第80号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第81号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第81号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第81号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第6 第82号議案

議長(秋田裕三君) 日程第6、第82号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

本議案は、去る8月31日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) それでは、報告をいたします。

平成28年8月31日に審査付託のありました、第82号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更については、9月2日に第7回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第82号議案については、過疎地域の自立のための振興施策について、産業の振興、

交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、過疎地域自立促進特別事業分に関連する事業を追加変更し、有利な過疎債を財源として過疎地域の計画的な振興施策を推進するものであります。

今回の変更の内容は、農業経営の安定化と地域農業の維持・向上を図るため、波賀町安賀において、農地環境整備事業負担金を追加、波賀サイクリングターミナルの改築の必要性や採算性などの調査を行うための費用を追加、道路利用者の安全確保と安全・安心な生活空間の形成を目的に交通安全施設整備事業と道路舗装2路線を追加、交流による魅力ある子育て環境の充実を図るため、千種保健センター前の広場に遊具を設置、子育て世代の就労支援、保護者の負担軽減を図るため、波賀みどり保育所の通所バス運行経費を補助するものであり、いずれも北部地域の自立促進を図る有効な事業であると確認をいたしました。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。民生の分科会でも話題になったんですけども、民生の分科会では千種の保健センターの遊具の設置に関するものが過疎債で発行されるということで、それに伴うこの過疎債の過疎計画の変更なんですけども、ほかの事業も含めて地域性のあるものであったりとか、あと、ほかのところでも同じような事業が予定されているもの、それは優先順位であるとか、あと事前の評価であるとか、そういったものを求めて緊急性があるかどうかをジャッジしたんですけども、そのあたりも含めて、遊具の件に関してはこちらで審査していますけども、それ以外のことにに関して何か変更点についての優先順位であるとか、事前評価であるとか、緊急度みたいなものの審査はなされたんでしょうか。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） その件に関しましては、委員の中から特にこれといった質疑はございませんでした。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようであります。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第82号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第82号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第83号議案～第92号議案

議長（秋田裕三君） 日程第7、第83号議案、平成28年度穴粟市一般会計補正予算（第2号）から、第92号議案、平成28年度穴粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）までの10議案を一括議題といたします。

本10議案は、去る8月31日の本会議で、予算決算常任委員会に付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、16番、小林健志議員。

予算決算常任委員長（小林健志君） 平成28年8月31日に審査付託のありました、第83号議案、平成28年度穴粟市一般会計補正予算（第2号）から、第92号議案、平成28年度穴粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）までの補正予算10議案について、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を三つの分科会で分担して行うことと決定しました。9月1日に産業建設分科会、2日に総務文教分科会、5日に民生生活分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め、審査を行いました。その後、7日に予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った

分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は次のとおりであります。

今回の補正は、地域創生や播磨科学公園都市圏域定住自立圏の関連事業を追加、国県補助金の確定による増減、人事異動等による人件費、賃金の整理、法改正に伴う教材費等の追加を行うものとともに、緊急性のある事業や早期に着手することにより、より効果のある事業を追加するとともに、将来の財政負担の軽減を図るための繰上償還が主な補正理由となっています。

まず、総務文教分科会が審査した第83号議案の関係部分は、地域コミュニティの醸成を進めるため、自治会集会施設のバリアフリー化などに対する補助金、総務省が進める情報セキュリティの強化対策の費用を計上するものです。

また、神戸小学校校舎・プール棟改修に着手するため、設計監理業務を債務負担行為で計上するものです。

次に、民生生活分科会が審査した第83号議案の関係部分は、国補助事業を活用した介護ロボット等導入支援の補助金や千種保健福祉センターに複合遊具を整備する費用を計上するものです。

また、介護保険事業や後期高齢者医療事業など、特別会計への繰出金の追加、施設維持管理業務の入札結果に伴う減額、しそうクリーンセンターの改修工事費を追加するものです。

これに対して分科会から事業費確定に伴う精算、人事異動に伴う人件費の精査、法制度改正に伴うもの補正予算以外は緊急性を要する事業とするべきであるが、根拠、優先順位、事前評価が不明確なものが散見されており、計画的に事業を行うこと、説明責任を果たすように意見を付しているとの報告がありました。

次に、民生生活分科会が審査した第84号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、第89号議案、平成28年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）までの6議案については、事業費確定に伴う精算や人事異動に伴う人件費等の精査が主な内容となっています。

なお、第85号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）においては、波賀診療所常勤医師の勤務形態変更に伴い歳入歳出とも減額となっています。これに対して分科会からは、波賀診療所の医師を年内に確保すること。また、看護師、事務職員の処遇を含め勤務内容を検討し、地域医療が後退することがないように意見を付しているとの報告がありました。

次に、産業建設分科会で審査した第83号議案の関係部分は、有害鳥獣捕獲で使用

するデジタル無線機の購入費、担い手農業者の施設整備に対する補助金の追加、混交林整備事業や広葉樹林化促進パイロット事業など、林業振興に関連する補助金の増額や林道の緊急修繕工事費の増額を行っております。

また、定住自立圏事業として職業紹介業務など五つの事業経費を追加するものです。

また、道路及び河川、水路の維持修繕の増額、施設維持管理業務委託料の入札結果等による減額や国から基準額が減少したことにより、水道事業会計への高料金対策補助金を増額するものなどです。

次に、第90号議案、平成28年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び第91号議案、平成28年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、人件費のほか維持管理に伴う管理委託料の入札減及び施設のうち緊急性のある修繕料を追加するものです。

歳入では、前年度決算に伴う繰越金や維持管理負担金精算金を計上するほか、一般会計繰入金の減額などです。

次に、第92号議案、人件費の整理による収益的支出及び資本的支出の補正を行っております。

また、収入では、一般会計から高料金対策補助金等を増額するものです。

採決しました結果、第83号議案から第92号議案までの補正予算10議案については、いずれも賛成多数（後刻訂正発言あり）で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長（秋田裕三君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

本10議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第83号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第83号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第83号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第84号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第84号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第84号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第85号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第85号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第85号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第86号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第86号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第86号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第87号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第87号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第87号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第88号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第88号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第88号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第89号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第89号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第89号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第90号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第90号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第90号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第91号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第91号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第91号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第92号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第92号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第92号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

午前10時30分まで休憩といたします。

暫時休憩。

午前10時15分休憩

午前10時30分再開

議長(秋田裕三君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほど民生生活常任委員長、鈴木浩之議員及び予算決算常任委員長の小林健志議員より、発言の訂正の申し入れがありましたので、これを受けたいと思います。

1番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長(鈴木浩之君) 1番、鈴木です。先ほど議案に対する審査の委員長報告の中で委員会の開催日を9月9日と報告してしまいました。正しくは9月5日の間違いです。ここでおわびして訂正いたします。

議長(秋田裕三君) 続けて、小林予算決算常任委員長。

予算決算常任委員長(小林健志君) 16番、小林でございます。先ほど委員長報告の中で、賛成多数というふうに報告をいたしましたが、全会一致で賛成と訂正をしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長(秋田裕三君) 以上であります。

それでは、続けて日程に入ります。

日程第8 第93号議案～第103号議案

議長(秋田裕三君) 日程第8、第93号議案、平成27年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第103号議案、平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11議案を一括議題といたします。

当該11議案につきましては、去る8月31日の本会議で提案説明が終わっております。

これより決算質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

創政会、11番、実友 勉議員。

11番(実友 勉君) 11番、実友です。通告に従いまして創政会を代表して質問

を行いたいというふうに思います。

今回、私は、決算委員会に所属をいたしております、このように2点について通告をさせていただいておりますけれども、わからないところがございましたら、それはまた委員会のほうで聞かせていただくということで、再質問はいたしませんので明快な答弁をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

まず、1点目の一般会計なんですけども、平成27年度におきましては、公共交通の見直し、それから千種小学校の温水プール、そしてまた森林セラピー等に取り組みまして、非常に健全財政を目指して事業等の執行に最善の姿勢で取り組みまして、平成27年度の実質公債費比率は15%というふうになっております。その取り組みに対しまして本当に敬意を払いたいと、このように思うところでございます。

しかし、一方、少し気になるところがございましたので、次のように質問をしたいというふうに思います。

実質収支額、黒字なんですけども、10億円ということになっております。去年は8億3,000万円、一般会計歳出の不用額が12億円もございまして。これは少し多いんではないかと、このように私は思うところでございます。基金の積み立てや、それから起債の繰上償還、こういったところに回していただいております。これ非常にいいことではございますけれども、せっかくの予算をつけて議決をされたものでございませぬ。できるだけ事業執行が望ましいと、このように思いますけれども、お考えはいかがでしょう。

次に、国民健康保険事業会計なんですけども、国民健康保険事業の実質収支額、1億5,000万円の赤字について、平成26年度と比較いたしまして、平成27年度は約1億5,000万円医療費が増えています。平成27年4月分の医療費が2億6,000万円と大きく伸びしていることは早い段階から予測できていたというふうに思いますが、いかがでしょう。

それから、国保税は7月に確定をいたします。あとは、国保加入、離脱等により多少の増減は生じます。なぜ6月補正で600万円余りの補正減にし、9月補正で1,000万円追加されたんでしょうか。

また、歳出で保険給付費は約3,200万円の不用額が生じているのに、歳入、これは国県支出金、医療給付金等でございますが、大きく歳入欠陥になっているのはどうしてでしょうか、お伺いをいたします。よろしくお願ひします。

議長（秋田裕三君） 実友議員の決算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、創政会代表の実友議員の決算質疑、大きく2点に對しまして御答弁を申し上げたい、このように思います。

1点目の一般会計の關係の御質疑でありますけども、平成27年度における実質収支額は約10億円となっておりまして、ただいまの話のあったとおりであります、宍粟市の実質収支比率につきましては標準的な比率よりやや高い状況であります。このことは、交付税、さらに交付金などの精査により、予算以上の歳入があったことと、歳出につきましては、効率的・効果的な事業推進を念頭に事業を執行した結果、工事費や、あるいは給付費において不用額を生じたものであります。

今後におきまして、計画的な事業執行を行うとともに、予算におきまして、より一層歳入歳出の的確な積算を行い、精査をしていきたいと、このように考えておりますし、そのことが重要であろうと、このように思っております。

2点目の国民健康保険事業会計の御質疑であります、平成27年5月支払額が2億6,000万円を超え、前月と比較し増加しておりますが、医療費は診療状況により増減を毎月繰り返すこととなりますので、年間総医療費額を総合的に判断しまして、財源措置も含め精査し、判断する必要があると、このように考えております。結果的には、新薬の認可等により年度後半からの医療費の増加が医療総額を押し上げることとなりました。

次に、平成27年度の6月補正の国保税の額につきましては、市県民税及び固定資産税の賦課総額が確定し、その課税額をもとに国保税を積算し、減額補正を行っております。また、9月補正につきましては、7月の本算定を受け、昨年度の徴収率なども参考にし、増額補正を行ったものであります。

続いて、歳入歳出の決算額につきましては、予算計上時、歳入歳出の内容を精査し、予算措置を行っておりますが、先ほど御説明申し上げましたとおり、新薬の認可等の影響で医療費の増加など、歳出予算の積算が難しかったこと、平成27年度の県財政調整交付金の配分方法の見直しなど、国県支出金をはじめ収入額の見積もりが難しかったことなどが歳入歳出決算額に乖離が生じた要因であると、このように認識をしております。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（秋田裕三君） 創政会、11番、実友 勉議員の質疑を終わります。

続いて、日本共産党宍粟市会議員団、14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 14番の山下です。日本共産党議員団を代表して決算質疑を行います。

平成27年度一般会計決算書の50から51ページの生業資金貸付金と住宅新築資金貸

付金について質問をさせていただきます。

合併後11年が経過しておりますが、いまだに多額の収入未済額があります。当初は国の貸付金でありましたが、現在は市の独自の債権となっているのかどうか。また、その経過等を御説明願います。

それぞれの貸付金の滞納件数や個々人の状況など実態はどうなっているのか。

いつまでも解決を先延ばしすることはできないと考えているが、解決のため、どのような努力を行っているのか。

また、今後の見通しを御説明ください。

以上です。

議長（秋田裕三君） 山下由美議員の決算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 日本共産党宍粟市会議員団代表の山下議員の御質問にお答えをさせていただきます。

4点御質問いただいておりますので、できるだけ端的に答弁申し上げたいと思います。

まず、第1点目であります。二つの貸付金制度は地方自治体が借受人に対し、市の債権として資金を貸し付けるもので、その貸付金に対して国の補助金制度がありました。平成13年度末をもって本補助制度は終了したところであります。

2点目と3点目、関連ありますので、あわせて御答弁申し上げたいと思います。

貸付金の滞納等の状況であります。建設資金42件、改修資金18件、宅地資金1件、生業資金10件となっており、個々の状況はさまざまありますが、既に貸し付け時から長期間を経過しており、借受人、保証人の死亡であったり、高齢化、また、相続人の相続放棄などにより回収困難な案件も多くなっておる状況であります。借受人等の調査については全件完了しております。直近では、一部不納欠損処理をさせていただいたところであり、現在は償還中の方の納付相談などを行いながら、追跡調査も行っておる状況であります。

4点目の今後のことですが、貸付金回収のための交渉のフローであったり、あるいは交渉方針、それらを定めまして、それをもとに十分に説明を行いながら、個別に進めていきたいと、このように考えておりました。その回収等鋭意努力をしていきたいと、このように考えております。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） それでは、再質問をいたします。

同和対策事業特別措置法が終結してから14年が経過しておりますが、その時代に生活、住宅環境の改善のために貸し付けた資金が収入未済額として1億1,261万3,087円残っております。平成27年度の収入済額は292万9,974円となっております。このように返済される人がある中、返済されない方もおられるというような状況であることが見受けられます。

先ほど市長は住民に回収のために個別に丁寧に説明をしていっているということだったのでありますけれども、丁寧な事情聴取とか、またその解決の方法とか、市の担当者の方たちは、その方たちにどのような対応を行っていて、このような結果になっているのかを御説明していただけたらと思います。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 失礼します。返済をされている方につきましては、実際には平成27年度17件ほどの返済をしていただいているということで、借受者の方、また相続をされた方からいただいているのが現状です。

それで、未納となっておられる方につきましては、既に借受者が亡くなっている方、それと連帯の保証人も亡くなっている方、また、それらの相続については放棄をされている方もございますし、わからないというような状況も数年前にはあったんですけれども、それらについては全て権利者については把握をしているというような状況です。

それで、いろいろな生活実態の方々がございますので、それぞれ個票をつくりまして、この御家庭ではこういうふうな状況で関係者がこんな方がいるというようなことで、それぞれ個票をつくらせてもらって、先ほど市長が述べましたフローなり、交渉方針に基づいて、この御家庭についてはこういった方向からお話を始めたほうが理解をしていただけるというようなことで、地道なんですけれども、一歩ずつやっていくしかないというふうに考えております。片や、少しずつですが返済をしていただいております御家庭もありますし、そういった御家庭については何とかお話を丁寧にして返済をしていただくというふうな方向で地道にやっていきたいというふうに考えております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 先ほども説明してござっておりますとおり、相続の放棄などによって回収の見込みがないということで、この間、債権放棄が行われてきて

いるわけでありますが、このような状態になるまで放置していた責任の所在、それがどこにあるのか、まずこれを1点お尋ねしたいのと、それと、もう一つは、以前これらの調査結果の資料を議会のほうにも提出していただいております。それで、その後の調査によって明らかになった結果等の資料の提出を望むのですが、それはどうでしょうか。

その2点、お願いいたします。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 私のほうからは責任の所在ということで、前にも同じような御質問の中で答弁したんじゃないかなと、こう思うんですが、先ほど議員歴史的な背景の中で昭和44年の同和对策事業特別措置法、このお話があったとおりであります。参考住宅新築資金等の貸付事業は、昭和41年から始まっております。また、宅地取得関係については昭和48年、あわせもって住宅新築の貸し付けは昭和49年ということではありますが、基本的には多分40年の答申を受けて、あるいは同和对策事業特別措置法の44年の施行を受けて、国を挙げてそういう生活環境改善を含めたところでの事業展開になったんだらうと、こう推測するわけであります。

私もかつて一時期、担当しておりましたので、この事業の性格も存じ上げておるわけではありますが、国のそういう政策の中で今日まであったわけがあります。しかしながら、法の失効と同時に、先ほど市町がそれぞれの責任を持って、その債権回収に当たると、こんなことになったわけではありますが、最終的に責任の所在というのは、私は今の段階でどこか言うわけにはなかなかいかないわけですが、債権回収には当然のことでありまして、市が責任を持って債権回収に当たると、このように認識をしております。

ただ、冒頭申し上げたとおり、非常に長い経過の中で、借りられた方、また保証人の方が亡くなられ、あるいは相続人も変わられて、場合によっては相続放棄と、そういうような手続の中で非常に困難を要している現実もあると、こういうことでありますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 私自身、前回提出させていただいた資料というのが内容がちょっとよくわからないんですけれども、同様な資料が出せるのか、時間がどれぐらいかかるのかよくわからないんですけれども、その資料につきましては、また議長を通じて提出の検討をさせていただきたいというふうに思います。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員の質疑を終わります。

続いて、公明市民の会、10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） それでは、公明市民の会を代表して代表質疑を行います。
2点伺います。

1点目、しそうチャンネル加入率について伺います。

平成21年からスタートした事業であるが、現在の加入率は46%は、ここ数年ほとんど増加していないように思う。しそうチャンネルの加入促進について、どのように推進してきたのか。また、今後も同じように推進していくのか。今後、政策の変更は考えていないのか、伺います。

2点目です。マイナンバーカードの普及についてであります。

平成27年11月よりマイナンバーカードの交付が開始され、年度末の発行枚数は474枚となっております。宍粟市の年度末時点、あるいは直近での普及率は何%で、県下では何位ぐらいなのでしょう。

普及が進まなかった原因は何だと考えるのか。また、今後の具体的な方策はどうなっているのかということでお尋ねします。

以上です。

議長（秋田裕三君） 西本 諭議員の決算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 公明市民の会代表の西本議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

最初に、しそうチャンネルの関係であります。しそうチャンネルにつきましては、防災情報、行政情報、議会中継のほか、学校園所や地域のイベント、スポーツイベント、文化活動などを映像と音声でわかりやすく放送することができます。それらのことから、市の重要なツールとして、転入世帯への案内であったり、あるいは自治会長会等での加入促進の働きかけなど、ウイックと十分タイアップしながら、良視地域内の未加入世帯への訪問説明等を現在行っており、あるところでもあります。

ただ、お話があったようになかなか加入が進まない現状もあるところでもあります。今後の加入促進につきましても、今現在鋭意取り組みをしておりますが、さらに継続して加入促進を働きかける必要があるだろうと、このように思っておりますし、チャンネルの番組内容もさらに充実したり、魅力ある情報、そういったことの発信をすることによって、より加入の促進に繋がるのではないかなあと、このように考えておまして、さらに魅力あるもの等々を進めていきたいと、このように思っております。

また、政策的な考えにつきましてですが、先ほど申し上げたとおり、防災情報など、緊急かつ重要な情報はもちろんのことではありますが、このように議会の審議状況などの中継も含めまして、多様な情報をできるだけわかりやすく市民の皆様に発信するツールとして、このチャンネルというのは非常に有効であると、このように考えておりまして、今後におきまして、そういう目的を持って進めていきたいと、このように思っておりますが、さらに防災情報関連システムの連携や、あるいはハイビジョン化やデータ放送化等の整備を進めることによって、加入促進にも繋がったりする可能性も高いと思っておりますので、そういう方向でも進めていきたいと、このように考えております。

また、今後の政策変更ということもあるわけではありますが、市民の安全安心、そういった向上を図るのは当然ではありますが、今日的な課題であります人口流出の防止であったり、あるいは定住促進等、総合的な戦略の一つとして強力にこのツールを活用していく必要があるだろうと、このように考えておりまして、そういう方向では現在のところ今の政策を変更するようなことはない、このように考えております。

次に、マイナンバーのことではありますが、先ほど来、数値もおっしゃったとおりではありますが、7月31日現在では、交付枚数は1,569枚、普及率は3.9%となっております。県内では39位とこういう状況であります。

普及が進まなかった原因としては、カード取得のメリットが具体的に見えにくいこと、それから郵送による申請で、申請書に写真を貼付する必要があることなどから、申請件数が伸び悩んでいるんだと、このようなことも一面考えておるところであります。

今後の取り組みとしては、セキュリティー面におきまして、安心であることや、あるいはコンビニにおいて住民票や印鑑証明書などが取得でき、利便性が向上することなどの周知をさらに強力に進め、あわせもって申請に必要な写真の撮影サービスなどを行い、カード普及に努力していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） しそうチャンネルでございますけども、普及率が全然進んでないということで、今お答えいただいたんですけども、平成21年からスタートをしておりますんで、私、決算委員会に入ってますんで、細かいことは結構ですけども、もう限界に来ているんじゃないかなと、私思います。防災面とかいろいろな面でチャ

ンネルを充実させるとかあるんですけども、やっぱり防災とか、そういう面に変わるほかの策を考えるべきじゃないかなというように、個人的には思っています。

目標が55%ということになっていること自体がちょっとおかしいんじゃないかという思いがするんですけど、どうでしょうか。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 新たな施策というようなことなんですけども、ケーブルテレビの事業者とも何回も協議をいたしております。それで魅力ある番組づくりとはどういうものかというようなことで、例えば子どもや孫が出ている地域の行事とか、そういう大会とか、いろいろな部分、そういう部分は割と見ていただけるんじゃないかとか、それと、あとは加入促進のお願いということで、各戸を回っていただいたりして、できるだけ加入促進を図っていただきたいというような協議とか、あるいはやはりサービス内容、多チャンネルの部分とか、そういう他社と比べても割と割安であり、内容的にいいなという部分も含めて何とか協力願えないでしょうかというようなことも相談をさせていただいております。

それと、あと加入促進の目標率なんですけども、この事業は1番はやはり難視聴、難視地域、やはりテレビを見ていただく、あるいはインターネット等の活用が大事であるというようなことも含めての当初の部分で計画して、最善策としてこの光ファイバー網が1番であろうということで決定してまいっております。できるだけ加入率を上げていくのが筋ではありますので、できるだけ見ていただけるような番組構成も含めて今後とも進めていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） マイナンバーカードについてお尋ねします。

マイナンバーカード、非常に遅れているということでございますけれども、1点だけ、受け取りを拒否した人がおられますよね、何名か。数名かと思っておりますけども。その数字はわからないんですけど。そういう人への対応、これはどうやっていこうと考えておられますか。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 受け取りの拒否を当初にされた方、恐らく10名より以下だったと思うんですけど、今のところそのままというふうな状況にしているんですけども、やはり追跡の再度どうですかというようなこと、あれから大分情勢も変わってきておりますので、もう一度コンタクトはとる必要があるのかなというふ

うに思います。

また、普及率が低迷しているというようなところで、7月から写真のサービスとかいうのを事務所でもやっているんですけども、地元のほうの会合とか、百歳体操のところへも出させてもらって、既に6カ所ほど回らせてもらって、写真のサービスとかをやっております。やはりこっちから出ていかないと、なかなか伸びないのかなと。それとあわせて出ていったら、地元でのお話というんですか、いろいろな地元での違うお話ということもできますんで、どんどん出ていきたいというふうには考えております。

それと、あわせまして勤め人の方、サラリーマンの方がなかなかふだんの日に、そういうような時間がないんだということも若干お聞きしておりますんで、日を指定した土曜日か日曜日、そういった方々の写真撮影とかいうことでできないのか、何とか検討して少しでも先ほど市長が言いました30何位というところから、ちょっと上のほうをねらって何とか頑張っていきたいと思っております。

また、そういった団体の会合があれば、御一報をいただければ、また地元のほうへ行かさせてもらいますので、今後ともよろしく願います。

議長（秋田裕三君） 公明市民の会、10番、西本 諭議員の質疑を終わります。

続いて、政策研究グループ「グローバルしそう」、2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 政策研究グループ「グローバルしそう」を代表しまして決算質疑をさせていただきます。

大きく4点にわたって質疑をさせていただきますが、あくまで決算ということなんで、平成29年度の予算に向けた要望であったり、そういったものを踏まえての質疑になりますが、よろしく願います。

まず、私のほうは成果説明書を中心に質問させていただきますが、37ページのふるさと納税推進事業について、まずお伺いします。

そもそも地域間格差、また過疎などによる税収の減少に対して、それに悩む自治体に対しての格差是正を推進するものだと思っておりますが、宍粟市においては幸い1億の当初予算に対して2億5,000万円余りの決算となり、寄附金額が前年度を大きく上回り順調である一方で、全国を見ると従来の税収入より減っている自治体もあるそうです。

新聞を報道を見ますと、兵庫県も全国で5番目の減額となったと報道されました。将来的に見ると返戻品に依存しては寄附金額の減少も危惧しなければならない。制度の本来の目的である寄附金等を利用した事業が望まれるが、今決算で地域創生

に絡む独自性のある事業などは行われたのか、お聞きします。

続いて、2点目に、43ページの公共交通再編事業についてですが、バス路線を増やし、市民や交通弱者の移動を支える環境を整備するものとしてスタートしましたが、今後持続可能なものにするため、さまざまな取り組みが必要だと思えます。

いまだ残念ながら、ほとんど利用されていない路線もありますが、利用されていない原因はどこにあるのか。また、今後それに対する改善点などがあればお願いします。

46ページ、ちくさB & G海洋センタープール建設事業についてですが、千種の温水プールも盛大にオープンして、地元の人以外にも利用者があり、現在は盛況だと聞いております。現在スイミングスクール受講者等を募集されていますけども、募集状況がどのようになるのか。途中、まだ決算段階ではないんですけども、来年、平成29年度の予算編成に向けての意味も含みますので、御理解ください。

それから、66ページの外出支援サービスですが、みなし認定による利用者を制限し、公共交通再編により大幅に見直された制度であります。利用範囲の拡大等によって削減効果が期待できないのではないかとこのことを思います。

以前の話では、最終的には6,000万円台にまで縮小するということがあったが、実現が現時点では少し難しいように思います。今後ますます増えるであろう交通弱者に対して制度はどう変わっていくのか、お聞きします。

議長（秋田裕三君） 稲田常実議員の決算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 政策研究グループ「グローバルしそう」代表の稲田議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

私のほうからは、ふるさと納税の関係と、それから公共交通の関係で御答弁申し上げたいと思います。あとの具体的なことについては、また担当部長のほうから答弁させたいと思います。

まず、ふるさと納税の関係であります。ふるさと寄附金の推移でありますけども、先ほどお話があったとおりであります。平成26年度の寄附金は1億3,419万1,959円でありまして、平成27年度は2億555万1,385円となっております。対前年度比で7,135万9,426円という増額で、率にして1.53倍の伸び率となっております。

ふるさと寄附金を財源とした事業は21事業でありまして、総事業費が1億6,591万7,462円となっております。そのうち地域創生を推進する主な事業としてありますが、少子化対策事業として学校の読書活動を推進する「図書購入事業」及び消防団員の出会いの場を創出する「消防団員婚活イベント事業」、それから宍粟市の

知名度アップと交流人口の増加を図る「ふるさと宍粟PR館運営事業」、道の駅はがと氷ノ山のアクセス道の整備など、北部活性化を促進する「国道29号北部活性化事業」、さらに宍粟市の振興作物等を推進する「地産地消事業」等が主なものです。

ふるさと寄附金は、全国の方から宍粟市を応援したいという思いが込められた貴重な財源でありまして、あるいは大切なお金であります。それぞれの寄附なされ方の思いがそれぞれ込められておると、このように思っておりまして、その思いをしっかりと受けとめて宍粟市のさらに効果的な事業、こういったものを展開してまいることが大事だろうと思っております。

さらにまた、先ほどあったとおり、この平成27年度を振り返って来年度にと、こういうことではありますが、私自身は、このふるさと納税が返戻品に依存しておるといことは、いろんな形で新聞紙上でも出ておりますが、全国ではいろんな展開もなされております。

宍粟市の場合は3年前からああいう状況で、できるだけ地域の特産をと、こういう思いでやっておりますが、今後、私の今の考え方でありますが、森林から創まる宍粟という、あるいは森林とともに、こういうことで森林をキーワードにしてこれからまちをと、こういうことでありまして、できましたら、森林と一緒に整備したり、育てたりと、こんな思いを持てるようなことが、場合によってはこのふるさと納税の中に入り込めないかなあと、こんなことも研究してみたいと、こんなことを今思っておるところであります。

続いて、公共交通の再編の関係ではありますが、小型バスの各25路線の利用状況につきましては、再編前よりバス路線があった地域では利用が増加しておるところであります。具体的に言いますと、具体的にいうんですか、前からバスが通っておったところについては、利用が増えておると、こういう状況であります。一方で、新たに設けたバス路線については、現状ではなかなか伸びておらないというか、少ない傾向が見受けられておるところであります。これらのことから、路線ごとに連合自治会等々を通じて地域の皆さんの御意見を聞く中で、原因の把握に努めておりまして、いろいろ協議をしておるところではありますが、それらをしっかりと分析して、多くの市民の皆さんが利用しやすい、あるいは利用できる路線にしていきたいと、このように考えております。

そういうことも含めて、今後の利用促進の取り組みについては、やはり市民の皆さんが移動手段として「バスに乗るんだ」という、ある意味の意識を持ってもらう

ことも重要ではないかなあと、このように考えておりました、市民の皆様あるいは運行事業者、また行政と一緒にさらなる利用も呼びかけると同時に、持続可能な公共交通をともに目指していくことが必要であろうと、このように考えております。よろしく願い申し上げたいと思います。

議長（秋田裕三君） 当局、答弁。

福元市長。

市長（福元晶三君） 申しわけありません。外出支援サービスをあわせもってということでありますので。

平成28年度からの改正内容は、みなし認定利用者の制限ではなく、要介護2以下の介護認定、要支援認定を受けておられる方及び介護認定、要支援認定を受けておられない65歳以上の高齢者について、真に外出が困難な方のみを対象とする見直しと同時に、日常生活に必要な買い物や金融機関等の利用を拡充し、外出支援サービスの充実を図ったものであります。

平成28年4月からの改正後5カ月が経過する中で、対前年度同月比を見ますと事業費は減少傾向にあります。

今後、制度はどう変わっていくのかについての御質問であります、お話があったとおり、高齢化が加速する中で外出支援サービスを必要とする方の増加が今後見込まれてくるものと、このように考えております。

今後におきましても、外出支援サービス事業のみでなく、公共交通の見直し、先ほど来申し上げておりますが、双方が連携を図りながら、真に外出支援が必要な方が本当に利用しやすい制度となるように今後検証してまいりたいと、このように考えております。よろしく願います。

議長（秋田裕三君） 平瀬まちづくり推進部次長。

まちづくり推進部次長（平瀬忠信君） ちくさB&G海洋センターのスイミングスクールの募集状況についての御質問にお答えさせていただきます。

スイミングスクールの応募状況でございますが、本年9月を開始として募集をさせていただきましたところ、8月31日現在で29名の応募がありました。内訳としましては、成人コースの千種元気アップ教室6名、子どもコースの幼児・園児水泳教室6名、こども水泳教室17名となっております。

指定管理者からは、市内及び周辺地域に対して新聞広告やホームページ等により広くアピールしていただいているところでございますので、さらなる新規会員の増加が見込まれるのではないかなというふうに考えております。また、指定管理者の

独自事業として、水中運動を行うアクアピクスなどの無料体験も計画するなど、温水プールの利活用促進に向けた取り組みを順次計画していただいております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 続けて、大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） 私のほうからは、当初の外出支援サービス事業費の見込みについてお答えいたします。

外出支援サービスの当初の見直し過程において、透析に係る分につきましては、外出支援サービス事業と切り離し、公立穴粟総合病院で検討することとし、当初見込みでは透析に係る外出支援分は含まれていませんでした。

総合病院でも検討をしてきましたが、経費や送迎の方法等、種々想定される課題整理の中で、従来どおり外出支援サービスの中での実施となりました。

このことにより、約2,000万円が外出支援の事業費見込みとして加算されることになったことが要因で、平成28年度の見込みとして8,400万円ほどを見込んでおりますが、その分を含めると、概ね制度改正による削減見込みと大きな差異はないものと考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） そしたら再質問させていただきます。

ふるさと納税についてですけれども、先ほど市長がおっしゃったとおりで、やはり将来的には産業、企業、また特産品をアピールするマーケティングに繋がることがここで一番重要だと思うので、その中で、過去やられてきて、昨年度も23品目から66品目、ここにパンフレットがあるんですけども、たくさんの民間企業も増えて、また宿泊絡みのものも取り入れていただいて、非常に喜んでおるわけですけども、ブランド化というのはこれからつくっていくものであるんですけど、ある程度定着したものがあって、この穴粟市のもともとそうめんが有名であったり、お酒とか肉というのが出ていたと思うんですけども、それ以外にそういう企業の発展に繋がったようなことがあるのかということと、その宿泊関係で今度PR館にも宿泊絡みの、昨年のもちづくりの関係で来ていただくための何か手法ということがあったんですけども、実際実績としてやはり来ていただくのが目的なんで、産品も地域おこしになりますし、産業振興にもなると思うんですけども、実際に訪れていただく、交流人口の増になっているのかということが1点です。

それと、例えばここにある業者、ラッピングとか会社の規模によってなかなか出

品できないところもあるんですけども、そこに対しての補助とか、いろんなアドバイスというのが必要になってくると思うんで、その辺が今後どう変わっていくのかと。

あと、今度、外出支援の部分なんですけども、今、私たち委員会ですっと利用状況が出るわけなんですけども、ずっと少ないところは横ばいなんで、最初の話では、やはりいつかという期限を決めて見直すということやったんですけども、今現在、免許を持っておられる方が2年後、3年後見直すまでに返納するとか、いろんな状況がある、そこも聞かれていると思うんですけども、見直すとしたら、いつなのか、現在のところ、0.何人のところでもいつまで続けていくんかということがわかって、住民説明もされておると思うんで、そこがわかればお願いします。

プールはもうよろしいです。

それと、外出支援、先ほどおっしゃったように、最初は外出支援の事業費を削るということは、やはり公共交通の整備が不可欠やということで、副市長からも前にも説明いただいて、今すぐになかなか結論が出るものではなく、外出支援の方がそっくりそのまま公共交通に移動するのは考えにくいんですけども、その割にはなかなか外出支援で利用されていた方でも公共交通に移行できない方もいらっしゃるんで、その辺今後福祉の部分も含めてどういう展開をされるのか。バスの仕様はなかなか変えにくいと、いろんなバスの道の大きさであったり、それから定員の関係とかで難しいと聞いておりますが、やはりそこを補っていかないと、この外出支援の分は減っていかないとと思うので、その辺どういう取り組みをされるかだけ、その3点お願いします。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） ふるさと納税のことにつきまして、やはりこの事業者の方もこの部分をきっかけに今後事業を展開していただきたいという思いはあります。

それと、宿泊につきまして、私のほうは支払いの部分で若干見ているんですけども、かなりいいサービスになっている部分もございますので、来ていただいている部分があると考えております。

ほか、やはり宍粟市といえ、こういうものが有名やとかいう特産品の部分という部分で今後につなげていく事業展開が必要になってくると思います。この部分だけで収益を得て、あとこの部分がいつまでも続くことは考えておりませんので、次に繋げていく展開が必要ではないかと、議員おっしゃるとおりだと考えておりますので、できる限りそういう部分については支援あるいは協議等を進めていきたいと考

えております。

議長（秋田裕三君） 平瀬まちづくり推進部次長。

まちづくり推進部次長（平瀬忠信君） 私のほうからは公共交通の見直しの関係について回答させていただきたいと思います。

公共交通の空白地は従来29地域もあったんですけども、その解消と交通弱者の利便性の向上を目的として、公共交通を再編をさせていただきました。市民が住んでいる地域でいつでも安心して暮らせるために実施しているものでございまして、市民や事業者からの要望等を取り入れながら、利用しやすい環境を整備することにしております。

また、1年ごとに路線評価を行わせていただきまして、ダイヤ変更や便数等も必要に応じて見直しをしながら、概ね3年を目途に増便、減便、廃止等を検討することにしております。

また、年度途中における外出支援との連携というものを順次していきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） 外出支援についてですけれども、対象者が真に必要な方ということで、お一人お一人審査をして、該当者を定めている、利用者を定めているということで、例えば今公共交通のバスが利用できる方でも、来月にはそういう状態でなく、外出支援の対象者になるというようなことも考えられます。そのときにそういった方を判断をしまして、利用者をしておりますので、一概に基準を下げるとか、そういったことは今のところは考えておりませんので、その点市民の皆さんの状況によって、また増加してくる可能性もありますし、その辺を検証してまいりたいと思います。

議長（秋田裕三君） 政策研究グループ「グローバルしそう」、2番、稲田常実議員の質疑を終わります。

以上で、通告に基づく決算質疑は終わりました。

ただいま議題となっております第93号議案から第103号議案までの11議案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第9 第104号議案

議長（秋田裕三君） 日程第9、第104号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本議案は、去る8月31日の本会議で、産業建設常任委員会に付託していたもの
あります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、11番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 平成28年8月31日に付託のありました第104
号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定については、第6回産業建設
常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告
いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました。

本議案は、平成28年7月4日午後7時30分ごろ、市道山田門前町線を走行してい
た車両に、同所に設置している石畳の石版が剥離し、跳ね上がり、車両底部、その
他の箇所について修理及び部品の取り替え等が必要となったため、損害に係る和解
と損害賠償の額を決定するものでございます。和解の内容につきましては、過失割
合について市100%とし、車両の修復に係る費用を賠償することとし、損害賠償の
額につきましては44万6,305円と定めようとするものでございます。

審査の結果、第104号議案については、やむを得ないものと判断し、全会一致で
原案を可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終
了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第104号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第104号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月30日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時27分 散会)